

ネット定期預金規定 新旧対照表

旧	新
<p>(前文)</p> <p>PayPay銀行株式会社（以下「当社」という。）とネット定期預金取引（以下「本預金取引」という。）を行う場合は、下記条項の他、預金口座取引一般規定、その他別途定める各取引規定についても確認し、同意したものととして取り扱います。</p>	<p>(前文)</p> <p>PayPay銀行株式会社（以下「当社」という。）とネット定期預金取引（以下「本預金取引」という。）を行う場合は、下記条項の他、預金口座取引一般規定、その他別途定める各取引規定についても確認し、同意したものととして取り扱います。</p>
<p>第1条 ネット定期預金取引</p> <p>1. この預金取引が行えるお客さまは当社に普通預金口座、BUSINESS ACCOUNT 口座、SOHO ACCOUNT 口座（以下、「普通預金口座等」といいます。）をお持ちの方に限らせていただきます。</p>	<p>第1条 ネット定期預金取引</p> <p>1. この預金本預金取引が行えるお客さまは当社に普通預金口座、BUSINESS ACCOUNT 口座、SOHO ACCOUNT 口座（以下、「普通預金口座等」といいます。）をお持ちの方に限らせていただきます。</p> <p>2. お客さまの本預金取引の利用およびお客さまが、法令に違反する、公序良俗に反する、またはそれらのおそれがあるなど、当社が不適切であると判断したときは、申し込みを受け付けできません。</p>

※前文の改定に伴い、各条の記載を「本預金取引」に統一いたします。

大口定期預金規定 新旧対照表

旧	新
<p>第4条 契約の成立</p> <p>1. お客さまは、前条第3項に定める金利提示の時から提示日の午後3時までの間に、以下に定める書面をファクシミリにて当社に送信するものとします。 個人および営業性個人のお客さま： a. 当社が別途指定する本人確認の証明書類 b. 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書 法人のお客さま： a. 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書</p> <p>2. 法人のお客さまは、前項に定めるファクシミリ送信から1週間以内に送信した普通預金払戻請求書の原本を当社に送付するものとします。</p> <p>3. 第1項に定める普通預金払戻請求書受信後、当社がお客さまの普通預金口座等の残高より定期預金代わり金を引き落とした時点をもって当社とお客さまとの間において、本件取引条件、預入条件および前条第3項に従い当社が提示した金利にて大口定期預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>4. 当社は、前項に定める契約成立後、速やかに大口定期預金を作成するものとします。</p>	<p>第4条 契約の成立</p> <p>1. お客さまは、前条第3項に定める金利提示の時から提示日の午後3時までの間に、以下に定める書面をファクシミリにて当社に送信するものとします。 個人および営業性個人のお客さま： a. 当社が別途指定する本人確認の証明書類 b. 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書 法人のお客さま： a. 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書</p> <p>2. 法人のお客さまは、前項に定めるファクシミリ送信から1週間以内に送信した普通預金払戻請求書の原本を当社に送付するものとします。</p> <p>3. 第1項に定める普通預金払戻請求書受信後、当社がお客さまの普通預金口座等の残高より定期預金代わり金を引き落とした時点をもって当社とお客さまの間において、本件取引条件、預入条件および前条第3項に従い当社が提示した金利にて大口定期預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>4. 当社は、前項に定める契約成立後、速やかに大口定期預金を作成するものとします。</p> <p>5. お客さまの大口定期預金取引の利用およびお客さまが、法令に違反する、公序良俗に反する、またはそれらのおそれがあるなど、当社が不適切であると判断したときは、申し込みを受け付けできません。</p>